

(早期退職)

1. 候補者が貴社の指定する業務を開始しなかった場合、また甲の指定する業務開始後1ヶ月未満に業務に従事することを放棄した場合、または退職した場合、成功報酬は発生せず本契約は終了するか、諸経費のみで再度サーチを行う。
2. 候補者が業務開始後6ヶ月未満に当該業務に従事することを放棄した場合、または退職し辞めた場合、諸経費のみで再度サーチを行うか、受領した成功報酬の50%を甲に返戻し本業務を終了する。再度サーチを行う場合の期間は別途協議による。
3. 本条は、各項の事情の発生から10営業日以内に合理的な資料を示して当社に報告した場合に限り適用する。
4. 下記の場合、本条第1項の返戻金は対象外とする。
 - 1) 貴社が特定の候補者を指名した場合(指名型)
 - 2) 候補者が貴社の指定する業務に従事することを放棄した理由、または辞めた理由が候補者の死亡・病気に起因する場合
 - 3) 候補者が貴社の指定する業務に従事することを放棄した理由、または辞めた理由が当社の候補者に対する処遇及びその他の労働条件が業務開始前に予め候補者に提示した内容と著しく異なることに起因する場合